

# 知っておきたい農地移動の手続き

農地は農業の基盤であり、私たちの食料の生産に必要な大切な資源です。

農地を耕作目的で売買・貸し借りしたり、宅地や資材置き場・駐車場などに転用し、農業以外の目的に利用するときは農地法による許可が必要です。

農地法3条申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地を農地として「売買したい方」「貸し借りしたい方」「贈与したい方」などは農地法第3条の許可申請が必要です。 ただし、農地を取得する方は耕作面積が、申請地を含めて10アール以上ないと許可されません。(賃借も同様です)</li> <li>○ 特に、所有権移転登記(売買・贈与)には3条の許可書が必要です。 ※相続の場合は、農業委員会へ届出が必要です。</li> </ul>
農地法45条申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の農地を自己のため転用(農家住宅・倉庫・駐車場等)の場合農地法第4条による許可申請が必要です。</li> <li>○ 農地を他人に転用を目的で売買(一般住宅・資材置き場等)の場合農地法第5条による許可申請が必要です。 ※4条・5条の許可書がなければ、地目変更登記は出来ません。 (ただし現況証明申請が認められた時は、地目変更可能な場合あり) ※農地を転用する場合には、法律上の制限があります。また、許可申請の手続きには、複雑な部分もあります。円滑に手続きするため、申請前に農業委員会へご相談ください。</li> </ul>

◎申請前に準備すること

- 1 申請地が死亡した人の名義になっているときは、相続登記をすませる。
- 2 一筆のうち一部を申請するときは、分筆登記をすませる。

上記の申請は、毎月15日までに役場内、農業委員会事務局へ  
(15日が土・日・休日の場合は前日となります。) ☎42-2275(内)256

上記の申請者は、本人申請が原則です。(本人から依頼された行政書士も代理申請ができます。)

無断転用(許可を得ない転用)には、  
厳しい措置が講じられます。



無断転用者には、北海道知事が工事を中止させ、もとの農地に復元させることができます。

農地は荒らさず  
作るもの

農地は、あなたにとって貴重な財産であるとともに、有限な資源です。

農地は、食料の生産や国土・環境の維持・保全など、たいへん大切な役割を持っています。

だからこそ、農地の取得は「耕作をする者」以外には認められていません。

「農地は荒らさず作るもの」が、農地を持つ者の務めだと言えます。きちんと耕作されているからこそ、農地としての役割を果たせるのです。耕作放棄のまま放っておくと、その機能を損なうばかりでなく、様々な問題を生じ、周囲の反感を買ったり、農家と農家以外の方との対立を生みかねません。

何らかの事情で自分で耕作できなくなったら、許可を受け、耕作できる人に使ってもらうことが必要です。

少しでも、農地を耕作実践することこそ、農地の遊休・荒廃防止策としては有効利用対策の第一歩といえます。

《広告》

医療法人社団 陵仁会

## えんどう桔梗 マタニティクリニック

【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接

産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実)

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	休診	●	●	手術日	●	●	休診

休診 日曜(第1・3・5)・祝祭日

院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

LDR(分娩室)、  
和室病室も新設

2月の日曜診療は、  
9日・23日になります。

2月22日(土)・23日(日)  
女医 小宮先生外来

入院設備完備

初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。  
問診票ダウンロード可。予約なしの来院も可。  
ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。

随時福祉ハイヤーの送迎可(特別料金半額にて)。  
福祉ハイヤー TEL.090-7654-5554

函館市桔梗5丁目7-15 (桔梗駅前通り中の沢小学校前) **TEL(0138)47-3001**